

令和2年5月25日 定例教育委員会 会議録	
1 開催日時及び場所	
<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年5月25日（月） 午前10時30分 ～ 午後0時00分 ・教育委員会室 	
2 出席者	
教育長	安福正寿
委員	稲本正
委員	野原正美
委員	森口祐子
委員	竹中裕紀
委員	近藤恵里
事務局職員	
副教育長	内木 禎
教育次長	堀 貴雄
義務教育総括監	古田 秀人
参与	坂井 和裕
教育総務課長	松本 順志
教育総務課教育主管（高校）	高橋 宗彦
教育総務課教育主管（義務）	香田 静夫
教育管理課長	山田 育康
教職員課長	中村 徹平
教職員課教育主管	長谷川 広和
学校安全課長	石神 政幸
学校支援課教育主管（義務）	服部 晃幸
体育健康課長	上田 和伸
3 議事日程等	
報第2号、議第1号、議第2号及び議第4号について、非公開とすることを決定	
4 会議録	
令和2年4月17日開催の定例教育委員会の会議録を承認	
5 審議の概要	
別添のとおり	

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容
報第1号 教育に関する事務に係る予算（令和2年度5月補正）に対する意見について	
教育総務課長	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、岐阜県知事から、令和2年第2回臨時県議会の提出議案について意見を求められたもの。予算についてはいずれも新型コロナウイルス感染症対策により、5月補正を行ったもので異議がない旨を専決により回答したので報告し、その承認を求めるもの。
稲本委員	内容について詳細な説明を求める。タブレットの購入は含まれていないのか。
教育総務課長	<p>総額で1億7千万円余の増額補正を行ったもの。「県立高等学校等在宅学習支援事業費」は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、すべての県立学校を臨時休業としている中、オンライン授業の実施や課題プリントを通じた指導により児童生徒の家庭学習等を支援するため、ネットワーク環境の整備や貸出用タブレットの購入、プリントの配布・回収のための郵送料などを確保するもので、タブレットの購入もこの中に含まれている。</p> <p>「感染症対策衛生物品緊急整備事業費」は、県立の高校及び特別支援学校における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、衛生物品の購入をするもの。</p> <p>「教育支援体制整備事業費補助金」は、公立幼稚園の設置者である市町村へ県が新型コロナウイルス対策として、子供用マスクや消毒液等を購入し助成する国の制度に則ったもの。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により実施が困難となった事業等の予算を減額するもの。</p>
教育長	報第1号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により承認する。
報第3号 令和3年度使用小・中学校用教科用図書の採択基準について	
参 与	<p>前回の定例教育委員会において、本採択基準の「案」について審議をいただき、教科用図書選定審議会に諮ることについて承認をいただいたところ。</p> <p>今年度の第1回の選定審議会から、「採択基準（案）」について、「適切である」旨の答申をいただいた。</p> <p>これを受け、教育長専決により、本採択基準を決定し、県内の各市町村教育委員会等に通知したので、それを報告し承認を求めるもの。</p>
稲本委員	教科書の選定についてはよいが、これからは教科書と決められてものをどう利用していくかが課題。新型コロナウイルス感染症の影響で家庭学習が行われるなど、教科書の利用の方法も変わってくるはず。これまでの詰め込みによる教育から生徒たちが自発的に学んでいくという変革のある中、良い教育を行うために教科書を教員がどう利用していくかを考える必要がある。
学校支援課教育主管	今回の新型コロナウイルス感染症による長期休業により、家庭学習において教科書が重要な役割を果たしていることが改めて分かった。今年度は、教科書を利用してひとりで学ぶことができる構成かどうか調査し、市町村に情報提供する。
稲本委員	日本の教科書はひとりで学べる構成になっていないものが多い。基本的に学校で

	教員が教えることが前提につくられている。対して諸外国は自分で学んでいけるような構成になっている。ぜひ考慮して欲しい。
教 育 長	報第3号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により承認する。
議第3号 懲戒処分の指針の改正について	
教 育 管 理 課 長	<p>「懲戒処分の指針」の改正について諮るもの。今回の改正は、「パワー・ハラスメント」に係る部分である。</p> <p>改正理由は、労働施策総合推進法の改正に伴い、本年6月1日から、パワー・ハラスメントの防止のための措置が義務化されることを踏まえ、「パワー・ハラスメント」に関する現行の標準例を改正しようとするもの。</p> <p>改正前は、パワハラを行った場合の処分量定が1本の中で、上は免職から下は戒告まで幅広であったのに対し、改正後は、パワハラによって処分の対象となりえる代表的なケースを3つに細分化し、それぞれにおける標準的な処分量定を明示することにより、職場におけるパワー・ハラスメントの未然防止につなげていくものである。</p> <p>なお、国や知事部局との関連であるが、国家公務員が本年4月1日付の改正によってパワハラ項目を新設したのに対し、本県では、既に平成27年3月の改正から、県独自で標準例を定めて運用してきたところ。今回の改正は、国の動きに合わせたものであり、内容についても、国や知事部局と同一のものとなっている。</p> <p>今回の改正については、本日議決をされれば、6月1日より適用することとして、関係機関に通知したい。</p>
教 育 長	議第3号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
事務局報告（政策）	
（1）学校再開ガイドラインについて	
教 育 総 務 課 長	<p>学校の再開に関しては、県独自の協議会を別途行い、医学や経済の専門家なども招き各方面の意見を取り入れながら検討を進めてきた。</p> <p>再開までには4つの段階を踏むこととしている。まずは準備期間として衛生管理対策を十分に検討したうえで、5月25日本日から県立学校は登校日を設けている。これは休業期間中の登校日であり、授業は行わず、体調やメンタル面のサポート、生活リズムを整えることを目的に実施している。小・中学校の一部では先行して開始している市町村もある。</p> <p>次に6月1日から学校を再開し、授業を開始する。まずはクラスを分けるなど分散登校を実施し、感染予防対策およびその教育を行う。これは小・中・高すべて同時に開始する予定。</p> <p>本格再開は6月15日を目標にしている。分散登校期間に様子を見ながら以前と同様の状態にする。これに関しては、小・中学校では前倒しで完全再開を予定している市町村もある。</p> <p>一部地域の感染状況などから先行して段階を進める市町村もあるが、基本的に県内足</p>

	<p>並みを揃えて再開に向けて進めていく方針である。</p> <p>ガイドラインにおいては、学校内での各場面において注意点をまとめた。検温を義務付けるなど、厳しめの設定をしていると思っている。家庭や教員へは負担を求めるものであるが、感染拡大防止のため必要な対策と考えている。各学校からは、厳しめの設定ではあるが、ガイドラインが示されたのが早かったためよかったとの意見をいただき、これに沿って対応進めているところ。</p>
稲本委員	<p>再開へのスケジュールはよい。しかし、なぜこのような対応をしなければならないのかの感染症対策を行う理由を児童生徒に説明することが必要。ウイルスを正しく理解することで自主的な感染症対策につながる。</p> <p>休業期間の岐阜県の家庭学習支援はスムーズにできていた。ICT教育のスタートはよいので、これからより本格的な導入を検討してほしい。</p>
竹中委員	<p>ガイドラインについてよく練られていると思う。発症した時の対応について、抽象的な表現は避けた方がよい。発症した児童生徒が完治後、学校に戻ってよいのか。再発するケースなどもあり検討すべき。</p>
教育総務課長	<p>新型コロナウイルス感染症に関する教育については十分に検討していきたい。</p> <p>発症した場合、かぜ症状でも出席停止扱いにするなど、協議会での医師の意見をふまえ慎重な対応を行うこととしている。</p>
竹中委員	<p>発症した児童生徒や疑いのある児童生徒は、入院や自宅待機など必要でまた学校を休む期間が長くなる。オンラインの活用など学習支援を検討すべき。</p>
近藤委員	<p>休業期間が長期となり、例年の夏休み明けのような感覚かもしれない。しかし、通常の夏休みは楽しく過ごしているため切り替えができるが今回はそうではない。オンライン授業を受けていれば問題ないということではなく、教員には学校再開後の初日から慎重に生徒の状況を把握し対応してほしい。</p>
学校安全課長	<p>子どもの心のケアは案じているところ。臨床心理士会とも協力しながら進めていく。休業期間の電話やSNSによる相談では、学校に行くことや課題ができていないことに不安を感じている児童生徒が多かった。学校再開した時には、まずは再会を喜ぶことが大事だと考えている。課題をやっていない生徒を叱るのではなく、これからやっていけば大丈夫だと伝えていきたい。今後もSNS相談は続けていき、段階をおって本格再開を迎えることができるようにしたい。</p>
近藤委員	<p>スクールカウンセラーを担当する学校で新1年生を対象に電話による状況の聞き取りを行ったところ「学校が楽しみ」などポジティブな意見が多く聞かれた。ネガティブな意見もあったが、担任には言えなくとも他人なら言えるということがある。学校再開に向けて幅広く児童生徒の意見を聞くようにしてほしい。</p>
稲本委員	<p>再開後に発症し、登校できない生徒には学習の遅れを取り戻すための特別なプログラムを検討すべき。休業期間の学習状況により学力に大きく差がついていると思う。これまでのように全員を同一の学力にするという教育は困難になる。学力の差にある生徒たちにそれぞれに合わせた教育を検討しなければならなくなると思う。</p>
野原委員	<p>親の仕事が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、金銭的な理由で学校に来られなくなってしまう生徒を支援する必要がある。スピード感をもって対応してほしい。</p> <p>これまで現れてこなかったような想定外の家庭の問題が表面化してくることも考えら</p>

	れる。様々な悩みを気付くことができるよう心掛けてほしい。
学校安全課長	県警や子ども女性局とも連携し取り組んでいる。学校緊急連絡メールを利用して子どもの状況確認以外にも、親が気になることもあれば相談するよう連絡している。
森口委員	<p>何が起こり今の事態になってしまったのかを教えていくべき。命を守る段階から人を守る段階に移っている。個人や学校が人を守るためにできることを一つ一つやっていくしかない。</p> <p>学校生活が始まると想定外の事態が発生する。これまでの社会の仕組みにこだわらず、横のつながりによる細かな連携が必要。むずかしい、恥ずかしいではなく、みんなで知恵を出し合って乗り越えていくことが重要。</p>
事務局報告（その他）	
<p>(1) 令和2年第2回岐阜県議会臨時会における審議結果について</p> <p>(2) 教育警察委員会委員協議会及び岐阜県議会臨時会教育警察委員会の概要について</p> <p>(3) 令和2年度教育委員行事予定について</p>	
教育総務課長	新型コロナウイルス感染症の影響でイレギュラーな対応があった。5月補正を行い、委員会での審議を経て本会議で可決された。5月8日には報第1号で説明したタブレットの購入などについて、5月11日には今年度の事業全体について説明した。
報第2号 職員の表彰について（非公開案件）	
<p>職員の表彰について諮り、承認された。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
議第1号 職員の表彰について（非公開案件）	
<p>職員の表彰について諮り、可決された。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
議第4号 いじめに関する重大事態の調査報告について（非公開案件）	
<p>いじめに関する重大事態の調査報告について諮り、可決された。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
議第2号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）	
<p>教職員の懲戒処分について諮り、可決された。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
閉会	

公開版

午後0時00分、閉会を宣言する。